

審査意見書

環境影響評価実施者
都市計画決定権者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井戸敏三

大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～駒ヶ林南）(仮称)に係る環境影響評価方法書に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づく審査意見は下記のとおりである。

平成18年4月17日

兵庫県知事 井戸敏三

記

標記の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

標記事業の環境影響評価の実施にあたっては、方法書に記載の調査、予測、評価等を着実にを行うほか、次の点に留意する必要がある。

1 全体的事項

(1) 事業計画について

大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～駒ヶ林南）(仮称)（以下「都市計画対象道路」という。）は、大阪湾ベイエリアに集積する高度な都市機能を結び、神戸港や神戸空港を含む神戸市臨海部の都市活動を支えるとともに、神戸・阪神地域臨海部の交通渋滞を解消し、沿道の環境改善に寄与する事業であり、早期の開通が望まれるものである。

(2) 環境影響評価について

予測の前提となる交通量については、将来の交通需要に基づき適切に設定するとともに、車種別時間別交通量を明らかにすること。

調査については、予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、具体的に調査すべき情報、調査地点及び調査方法を詳細に検討すること。

予測については、評価において必要とされる水準が確保されるよう、既に得られている科学的知見に基づき、予測手法を詳細に検討すること。

なお、都市計画対象道路は、既設市街地を通過することや、また今後整備が予定されている文教施設や神戸医療産業都市等土地利用形態の変化を勘案のうえ、必要に応じ、調査、予測及び評価の項目及び手法の見直し等適切に対応すること。

また、環境保全措置については、新たに生じる保全対象にも考慮したうえで、実行可能な範囲において、複数案の比較検討や、よりよい技術の導入の検討を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

自動車の走行による大気質への影響については、都市計画対象道路以外の周辺道路の負荷についても適切に把握したうえで、高層住宅等がある地域については高さ方向について、またランプ、ジャンクション等の道路特殊部にあっては面的に、予測及び評価を実施すること。

(2) 騒音

自動車の走行による騒音の影響については、高層住宅等がある地域については高さ方向について、またランプ、ジャンクション等の道路特殊部にあっては面的に、予測及び評価を実施すること。

また、建設機械の稼働に係る騒音についても、高所に発生源がある場合には、高さ方向の予測及び評価を検討すること。

(3) 景観・人と自然との触れ合い活動の場

景観については、六甲山系及び海域と一体となった神戸市固有の新たな景観を形づくられることとなるため、新たに創出される景観の観点にも配慮すること。

また、道路構造物が人と自然との触れ合い活動の場と近接し圧迫感を与えることが予想される場合には、予測及び評価を行うこと。